御八論記

本書○口 姉小路流傳後ハ
奥 轉法輪寶香云 兩筆有判

イ 4
2478
89

門イ4
號2478
巻89

延德二年御八講記

夫至孝乃道は異域の唐夷虞舜
をこれ年をもつて本朝の明王聖主
も是を法とし給ふ故釋氏
農獨尊を切利乃安居年月のあと
を跡をしたひ賀茂氏の靈神を長谷の同
慶を下農御祝のうけをこてくこてを
ふれるは地久の川乃通りかへるも
ふ孝をもつて法のゆへ孝ず

文をそへてをくられたるなり　さて
延徳二年卯月三日に八日は園城院
乃三回の聖忌なれば　五日乃御八講
をおこなはれ　禁中にて　村上
天皇天暦九年三月皇太后穏子崩さるゝに
和の宸筆をそへ　九條殿　遵子崩
ぜられたるに　和の宸筆をそへられ
儀いとゝ　千代度のみちびかるゝ
春長係　お元　元徳　治　母　の　法　遠　善　報

遠い先祖　法　御　も　いとゝ　れ　か　け
れ　ま　と　や　あ　り　意　に　乃　れ　り　ま
年の　同　年　公　私　諸　家　文　書　記　録　も
兵　塵　狼　煙　な　た　し　空　中　あ　を　佛　容
信　会　乃　経　陣　平　あ　劫　火　魔　風　乃　元　れ
門　道　に　ま　は　と　く　嵩　年　の　中　小　一　毛　を
見　く　記　ち　ま　く　舊　信　を　光　親　を　年
月　物　れ　天　ま　ま　元　く　祭　新　中　新　者　乳　聖

禁闕乃ゝ記軒端年古之姫の
藻をかゝ京流ちんたれ巻耳姫
うさ竜乃ゝ毛て毛を元つきうさ節
きも朝儀の伊年みゝ世かつ武
運のおゝく未ゝ世紀きこゝ世事
をの神年も仲ゝ祈まれつゝ
月日をおくる英雄ゝ之る年
今遠きゝ元を元ゝ紀跡を比

南京乃頑学を催し北宿ゝ雄才おの
しゝて叡儀ゝ御願を遂ゝ年が
ゝ儀の御命ゝとゝを英ゝ
頃四年ゝ十年ゝ戒行珠をみゝ
殿ゝのゝおさを地中ゝ御
殿乃ゝ伝席のゝ先紀ゝ
ゝゝ雅楽祝ゝ之ゝ
年及ゝ儀ゝ横関ゝ下地

[illegible]人乃浄土を作造[illegible]
[illegible]堂上堂下の[illegible]数をかう
[illegible]一[illegible]羅[illegible]新[illegible]
[illegible]年[illegible]
新[illegible]の仮清涼殿の東西[illegible]
[illegible]天[illegible]玉乃[illegible]
の[illegible]
西北[illegible]乃一の同間[illegible]み

すと[illegible]れを[illegible]
[illegible]れの[illegible]
[illegible]
第一乃間[illegible]
[illegible]間の東西[illegible]三尊の釋迦の像とま
[illegible]世乃御[illegible]
[illegible]
[illegible]

謁摩天の赤梅檀の香炉をみかけ
ぼたれ用ゐて学うやくうの仏ものや
元此三尊を大壇のうへに小壇をさ
てうめをて白つれ螺鈿
の香花乃机一所をとして金銅の花瓶
をもちて化華をきりうの
東方螺鈿の机二をさをて唐錦を
をきて仏供をうふ又ひとのおり

お弟子師を三乳して御経一部十巻
をたの乳のたに姫をきりて九
枝の乳葉をあ乳かふして小謙の草
庵をもしかの根本中堂平平
安寺一切乳ものてにかゝ寺法寺也
手蔵坊壷の灯ををとをとうつり
須弥壇の奥なるいに法華に
のを弟の乳臨朝有男仏事わたも

有名なる三面の圓光菊華蒔絵
の机 高さ六寸 又机を
置く御位供養の時 威儀師
御位とりそなへ 又高座
乃至 礼盤二脚 ゐと 毋屋
の元手 かけ 花瓶
燈明 ろうそく 彩情 香炉
ろうそく 御圓 ひや

られ 又東の元の三面 山者の机を
元 唐帽の 打敷 くいて 金襴
の大会 おきる 元 ぬり 乃 重ね 打敷
華の机 二脚 をそなへ
組 けの ふさ 毛氏 よたみ
元 元 元 とこ ふさ 松
又行者 机の 面 錦の 打敷
机 ささて 願文 鈴 仏

布施を置く道場用ののいはへまた辰
のかの御簾下りて東面もりは
あ面裏畳三枚とし敷きて證義者乃
元と寺東と西面に板敷南北行十二の間南北行
みとり面りの畳數枚をもきて僧綱の師師
の元と次北と西面おのの末に東西行
おの緑の所さしもうあて三枚おて元
僧の師師の元と次北と南面南庭乃末に
南北行に同畳をもきて板敷元面
共末に黄緑の畳を敷て威儀師の元
と寺東と西面庭乃前に磬畳をしき
板敷の北に箱をもてをくなり
新礼と法会に信の名僧住位の下
ふつうの礼事いつ法に流例なれ
元と東乃弘庭の正面の間より見り
月緑縁の畳敷板をもきて公卿の

高雄山華厳寺

元を多人数相[illegible]時のため元
の東西南北の[illegible]南乃貴子に紫
才三の間有て[illegible]て黄緑の畳一枚を
しきて右兵衛督殿の[illegible]と[illegible]東上面東の貴
子小才一の間たり[illegible]貴子の南才一の弓
有て[illegible]て[illegible]畳一枚はし
を敷て元の壺[illegible]元を陣業
元の西の扉乃外北乃端り[illegible]書
寅[illegible]をく左近陣[illegible]信の集舎形

[illegible]主殿樽を元を掛[illegible]元を
く掛こ[illegible]大臣[illegible]行乃弓事なり[illegible]
[illegible]の一[illegible]上乃[illegible]い[illegible]大ちえ[illegible]
を[illegible]を掛[illegible]左ホ[illegible]日時なり
ひよ信各宅あり[illegible]
出御ありて[illegible]中将貴登親元[illegible]筆を
[illegible]奏[illegible]直[illegible]の[illegible]
もちもち[illegible]右[illegible]中将
日時勅文[illegible]信[illegible]を渡[illegible]

[illegible]

御願文、奉献式部大輔長忠卒遍

[illegible]

書八年、六年累家の情

[illegible]

人[illegible]作[illegible]

[illegible]

[illegible]元年八月

[illegible]時 [illegible]元年 後[illegible]階 [illegible]寅

[illegible]安小是人[illegible]実[illegible]師良 [illegible]永[illegible]

後[illegible]家入道相国 [illegible]

[illegible]なる乃清書を

[illegible]治暦元年九月法[illegible]海經任

[illegible]時 寿行御年 [illegible]中年 記云、御願文、式部大輔実[illegible]

清書上[illegible]内[illegible]卿[illegible]便不書之是不

[illegible]書中長保御[illegible]海[illegible]時上[illegible]新文

故中務[illegible]親王 [illegible]年 清[illegible]書例也[illegible]

[illegible]記の[illegible]又能書を[illegible]

[illegible]人[illegible]故の[illegible]

[illegible]当[illegible]

[illegible]
[illegible]
勧修寺大納言教秀　原大納言　雅行
久我大納言通　藤中納言緑元　中山中納言
宣親　姉小路宰相基徳　なを諸てまり殿
上ゟ[illegible]　[illegible]陣ゟ行　上卿ゟ行　藤事
蔵人[illegible]　[illegible]　事の[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]

中せハ上ゟ[illegible]宣秀ゟ[illegible]
為書乃ゟ[illegible]
出御　御直衣　[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
等初れ出居ゟ[illegible]　[illegible]
中将ゟ[illegible]
[illegible]

[illegible]を[illegible]れい 諸義東院
[illegible]四 東北院 西室院 [illegible]
[illegible]下 威儀師 [illegible] 高歳 [illegible]之行せ[illegible]
あ[illegible]て[illegible]南東[illegible]
西面の間をかくのごとく[illegible]
威儀師[illegible]をうくいたつて[illegible]
[illegible]を[illegible]物礼唄[illegible]下を通て藏人[illegible]

宣旨少納言和長[illegible]の[illegible]
[illegible]花[illegible]を[illegible]
[illegible]行道
[illegible]
[illegible]退[illegible]
[illegible]師[illegible]高[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
華の教[illegible]

建てそうふ間養刻をうけ出浴紙
為人の元りを以新勢五郎ふ九ゑ
婦を作をなして下前をとい種回向
冥福これをいう事行者の成
ちりをいをもく紙をもく前をもき
くをもくをもくを札乃刻ふ向ふ
すみく遠を出ふ石屋をくをを
墓長初れ求りくもふ孔雀を中行
ちく小の分二の間をあらく法宗同所乃あとを

をりて屋戸の南れ養をにあと南面の
傷を作りをく土てをり江分をを紙の
道ををくむ修行清源の庵小上
東面に列をを石て法分にすをく
者を堂中れ元ををして南の
素戸墓間ををく南の墓をの市屋
の元乃面に傷をををく又石塔を
作をく元の机下ふ切をて法分遠
七更をく陸元法諸信元年

帰りて行ふべき法を退下後伝来
階りの法を以て東花の書畑を
撰ぶ所の花を寄りて海師
翻を卒塔婆に表具
今年しうく過て紙なく名元は
しまつてよくよくとつてたまり壁
よはう今度の儀定所の面目を
はつの色にて作立ちて敢之はた
うと参詣一人も多地法名作

上の事状由を奏するを聞
年を百ばく鏡を師に奉上て
仏像あるを見るなり
信心院
海師
なり
法の法那宗
達
南都法
同者の
ぬふ法をて
く法を
獲
如
と
之法事
之十地を明
条又漏
漏師
唯密宗の師
迦
那宗
代

言も仰なる時にて学道是量ありく白
氷の執心にて悉重なりしも問答を尽く
八重をほくし涙をおさへ難叡山
思しに陳答をもせてさしき
ありしまゝ有けりしや
第二日廿七日 弥序の講師 無量壽院
無動寺信堅僧正
清浄院
どりや 檀甲乃袈裟かけゝく
高座乃上すゝむさま後光てりかゝやなり
問者延慶大法師 東大寺信堅也 三乗
信坊
乃要者縁壽乃法を略なる事有し偏
無漏の中にもいつれぞやとて又佛果の
障ハ因位の智をもて断するやうに有
これ講師乃あハれに法ねこそよせて有り
く三帰をも忘たりき学者みなく随
勅喚ありもあけもてしたまさなきね
業ありしや法て小佛果の障て因
位乃智ハ唯佛与佛乃境界なる後に
見ん従廬ありて頌解ある色さ事なり

祢とゆゝ自己の癡忘ことをきらず
しそ感恨を生じ あらぬや謹依
の庇ゟ申もりとり自在の義論
すをさ侍く乃非陳識を一くに
事ありそゝ膽に珍しけるやさ法の論
義並因僧正ハ譜代の名家なりけ時の
當座なりしに 法中乃高職にのぼり
さよし那外任僧正を昇下に
徴弱の法より学業の法をも名たゝくて
公武乃御所にも参勤し乃時を無

夜月宗他門の積弊ありけれど
人ありいかでかむや練磨薫修をさけ
ふ蕃州乃所作をや さしも尤く神妙
しらぬ妙好法のさかや沢のみを賢んじ講
延暦寺住学生
松禅院
講師をよそむこ講ずとく極
甲なる松が衰ひそて昔日法りるを外なし
人何も大法師 源算 延暦寺住学生 費然院 行者の
円滿をこゝみて円頓行者これ初心觀
の時越三法乃中生は立ことは建とを觀法等

そもそもいふに西方乃阿弥陀如来ハ報身か
応身かとの教えありしより二種の問題
教判の長時よりも起心二法の数ハて
台一家乃観法相応縁起乃本源なく
広大深遠なる義論ありてつきせぬ深
旨の報応の差等一家の意を別建
立乃宗旨ありて当教中道のつまりハ継還
道をおもふにあり竟趣なれと名同といへ
ひ修学乃おもひいきし教会主といへん御教

旨の道理めぐりてはた法界寺に
めしありける疑論の智弁文殊大士も
おのづから当宗相承る者もことそくり
許ふ論人と共に古[illegible]着座乃三昧中
御つ大納言 宣胤 次泉中納言政為 国家相
基冬 左大弁宰相 [illegible] 出座 [illegible] 中為
堂童子守光 [illegible] 二百 廿八日
おもふ小歴えの正日法会の中日とあれし。
御経供養といふ[illegible]人でもよろしかれど

由しに又巻にはいはく採薪及菓蓏随
時恭敬与の文見えしなれハ寺記末の
行道なりと有り、年中ニ奏せら
れしき道とよりて付属乃御取哀
亀代像武すて岩役をとほくさま事
法家の旗物群花の楽装束
よそほひ世のはいでは人乃目をうばひ
数巻あらなで今の世ハ不為の事
とや首尾のいとおもしろきこと道なき哉

御経舟のしてりあるさなかへし長
録乃寺に称光院三十三回忌に仏事に
宸筆よりつ法のハ講をこなはれ
きやはるやの事諸家乃執行あり
当日のをも後成恩寺禅客なせきさ
ひなき紀るりに御追善をなむ給て
清涼殿乃東庭に一心面の間の方あすりて
大般若経を寺にて御誦経の行ひあ
梶井宮葉座をはしさ本上寮葉を貴川

因幡家御願經物を法華寺に移すこと云々

著座中納言藤大納言宗忠 教中納言

保安 法眼新中納言 右兵衛督 山科宰相 元國

大大弁宰相 政資 出居 春宮大夫 濟繼

師藤の母 宣旨 侍従 出居 右兵衛督 元定 蔵人 右中将

なを〻の著座の後に俄奈良

朝臣の僧侶 延暦寺 問者 興憲 法

華を中〻小乗の益を仏かゝる如敷

を尺する新成正覚乃佛頂を以て此

頂二ゝく宣〻乃義諦同系なり

朝臣おもれも種なりく市徒供養の

仮をゝ〻も雪勝院俗之什なる

のゆゑ 表白乃後供養の義を述べく

市願文をよみあくに市仏の目録を

安い諸寺を刻限〻に市徒を書写して

ゝ面〻はしくゝれ之切徒乃林を詞

もゝ〻集のおゝ所乃ゝ〻ゝ佛

俗の音論より出家なる孫乃出家な

れて行くを見たるなり（武蔵の国
やなるみ）瑞泉寺を訪ねて行くみち
すがら信濃路に入れば風小流し翠黛
をたゝへたる中に出原玄章
さし寄りなくてうらうらの乃
家を角のしらく駿河の国
はらを過ぎて紀あれされなりなりの御
導師いかの師近くに住さく出法と
やえ意よりさ智法師意
意永りた慶伝法師
かるの人月愛のよりし武蔵の国
夕庭乃達師とはたゝ武蔵国
石者りて初住とす命小澄限
ありやと回教の意に光意の業を
悟をあらそひを有けく重く
乃弘教法師義論玉鬘の風麓
をとこと白幼の新庭を求ぶ
法経僧養乃導師を重ねりをも
さる事なりを元初立寺法師

別動もなく年を経て有馬法印
今度又重新の事仕出さる
とかもむ問ひて一宗論を
あらしかれを考へ合せ三五
日出敬を以理をつくしもを
陳をかの浄安雑法乃二十箇条の
宗旨乃あらはれ勝者なり
もつくしをやるとしてとかの
第四日九日者元師信長大勢

實隆 原中納言後嗣 小倉宰相 秀種 秀戸
大備 長恵 出羽重経 朝元 原小将 壹
高子 長風 式部侍従 侍従 乃孝
ちう 経義 入道 著 後 下乃 風
俗江 貴 入道 乃 朝 乃
法師 原業 問者 問 入道 云
智 見 ちう 佛果 乃 ちう
ちう 如 次 因 融 乃 之 諦 勝 芳

されやせうふとこれなんそ天台宗
家の所ハ因教相信の月足なれや
旨もろく義ぬうくしもとかふ
第二の封論の犯氣と数をも
とくや法戦備乃あしみなしふハ我慢
乃情をさしてこ殺生能もなく魔軍
とあわりそけ煩悩の忍賊をほろふ
と也と称さこそし久遠ハ證拠也大
法師講師のふれより進くこ井れ

等宗の問題をまへり章段より乃
君子道のやなそ入て於すら
あるまい離なる物を変化しゐと
しもわすのみ逃流り　桃梅桃
李乃名ハ因縁のよりき論しよけ
ぬくして優劣の抄出もしし沢
の文りハあ遮門乃意秘奇る生
乃頼満足まや万色しやとしぬ
天台相承の相承も一宗同思寿る

へられし延暦園城の両寺にこそ
く宗旨をあらそひ帰伏申候ことに
然に加様の事は古今ためしなき事と
扨も此間朝廷[illegible]とも
何しまゐらせけるに義論つきさ
ねさめみらく夏日極長し暮も
久将軍照乃天下をおさめ
第五日廿日の御願人々御祈なりの
うへ御殿乃御所紫宸殿等にて

あらしあけて明朔日は御拝なりし
有つきよりていそかれし公卿乃列も
ありに皆参会して勤修乃大納言
数家
久我大納言殿 通 [illegible]中納言殿 [illegible]
甘露寺中納言殿 元長 新中納言殿 [illegible]者 中院
宰相中将 通世 出居ハ實望朝臣實
千少将 所郷 童童子貴千乃字なり導師
[illegible]乃多宮の同者の等宗也同者又
[illegible]大禅師に說観如也 目数初ん

乃人倫を相陽乃間に設て以
為[illegible]やうとて文年之比に角
の別ありやうとて[illegible]に新陳の
号あるさうに初て[illegible]乃立新とふ
[illegible]て[illegible]
須臾小久[illegible]
[illegible]侍望初れ度[illegible]
仏を飯為を常[illegible]て云ての[illegible]乃
[illegible]の如をつゝく[illegible]

師の為[illegible]乃[illegible]ゝふ[illegible]て度云
行[illegible]
退て意安乃[illegible]云時乃大納言貴
方[illegible]
[illegible]
院僧都[illegible]師乃
なり新華経中[illegible]
[illegible]
補度乃[illegible]

四人の載を信ずるとて大
師乃意より仰して更にまうて
やはり一同一答にて結を信を仰ふ
行者おのおの師不信見ふまうこと云
玉貴者これふくてうに所の後初日の
さてはしたまうて家法なるまうく
やうまあるを一列にまうして結
決り結義後仰ふまの裏をあ
はりの後義に人の前名二人を云つて連
をまうて平なる名連 貴 法師名前 後名前

以上中条

永康頃の人 左衛門尉 大内

宣秀の實平章軍 教 源資忠

寺之嶽を決ふ 教 源資忠

おきもれて 結義後信を

て 一を

なに これを

勅乃信元連御 封面 信信乃信

なにいと 有 元

まうて 退出

梅華中御八講之毎度廿五日なり
これみならぬ十座の御願ありて中
日は座主の御講日なりておこなはれ候るぞ
かしこき御ことわりにして天下
後関乃事も世尊の御時に宛
毎度の儀ようしさるべきと云元
慈覚大師の御経白千部御筆を
被為の御あとより以来六千ケ年二命
すみ断絶せずそれの詞に御伝記の

よしよく万年御忌に当りては御
ことになさけなきゆゑ侍りぬとなんいまも
今の世にいたりては安全蔵の鏡乃下なる
かくしつかまつりにも絶えずしくして
とをにとにて録写の義内方を
見てんも侍廬の御所をかまへ尺
几帳までいつぬるみやこをこみ
それ故は孝行乃衣襟ありあはせなりて
ついに第されけ侍ぞその仰さして
残るのみてはみや文句一回てらし候

三国乃雲にもまさり般舟三昧院の下
所々の御仏事なんど隆昇をおもくし
ことに八乃衣の御願にかゝさふて
ちぬき源みへ中あひぬる初日をはさは
まゝはよし晴く後来りえとをわれ
朝よりそてみにさとね気のんよさ
僧侶退出乃徒をとりよせなん気味
なかりや中三ケ日の御雨は中雲に一味
の法雨ふりて煩悩の垢猛焔をきう
龍女こさりふ出現して變成男子

南方無垢世界成道をやあらはすらん
かく威徳ことにすくれたまふらんしかるに
此の霊窟の僧侶は昔より我寺に於
てひなれたる論議の会ひらきをる事
とりおこなはし常の御祈念を
ゆゑある人導師は六月の御論
議は南北二京性相両宗乃輩
法華三論をはしめとし名僧を
伝へ行も学道をとつとむ事は三世の仏
あつりて未来の衆生にはありかたき事なり

於是中臣とゆふものは祖也その
後さまざく出て親式にかゝはらし
かくれねさ後なれバ紀勤乃学従て
退勝乃ミれたる人の神れとあり
半なりふに外よい縁紀乃流をも
えつまれ菅家ぞ稲家日史てふも
庭とたくしかけし又童女代紹の
外つてた川包くなれ翁も用ゐ乃
何よりも小額よ伝家言んを作り
も有吊家のや学宗の法ちと深

よりて紀の弟ちくぬへくなりしはら
ら図で諸義乃をはふてな菅かんな
かりしそ世念るるしおそ迹教
出ん範従臣ありましつい爾え
田のなの貴なましまは侍従卿
なるとえれるそらいの思ひてそれ白
みえくし於之二年の御ハ講孫
ことけ済せ名継郎の日ぞれ文庭れ
講師妄在院登寛に帝下まく何え
興福寺僧英なをりし小巻講庭

えさしく時うつりされとも諸人感
歎にあへすしてこれをきくに三重
をとらくらしむ関白れ殿元服かの
ほくて諸れこ字をこくこの事甚
御あるや又勅定にあつくたうすの評
慶はしまきましくにうみの事を志ろ
いろうちようしなるへしに月静殿時ノ
方々ふ行事古とに申さも行にはに三字とこふ
事甚例にりたるや又勅定有あり
さうふ隆公義にゑりましにる知の

みきし恋かるへからうよしなすへしに月
静殿干時不来行るよし申さも諸方々に三重世事
いうへくは茂同呂とく讃に思あかは事
なあとも何でうお讃御みを心さすなくし
何かくて寸しも勅命にそむくまて人と
て陰賞何正云讃悟正ふの経識乃之
例たすしましく申いくも須らく定義
数字の可若をとるにあつね之為に中
それもとや況外乃御んとあかにあ
なれて不同なるへしましや理をも

深くうたがひ奉りしかども天魔の八
部乃化をうけ給ひ九條殿の御
乃上にて謙信公藏人大夫殿奉行
獄事をかかれ侍る根果擬進と
時に行のうしなわれたりしに
事年ゆたかなりもなく急ぎ出家
いまさら大法師まうしうけ給ひ八人の
ちりぬ家来まうし奉り給ひ
その時法験を以て法師乃師觀音寺土

の化現なれたまひしを帰敬
給ひをなれたまひ人間の肉
身をうくうけ給ひ請ひ給ひ行
ひとは神明ともあらはれ給ひ
しまくうけ給ひ行人を
凡夫つ行述懐百二のことりもまの
あるなる事なり諸宗諸門たん
祖師たち法流裏形
法をうけ給ひ法の大師たち法流
ようの恵信聖人も流さ
なな

れてうして歌宮殿に海ふ
けりて自業のうち云請をれ
きあふさ海なりしてうしてうして死事
なりすや内裏越九陽殿の内流を
嫡家流をまはれく相承家
尾こ云能くてうしてうしてうし信
家の思を賤をそのかの仁義云し主流
一流さや梶つ幕の家の家さけうしぶ
けりて法流をこうしてその一を
二乃をもきつくとうしてうしてうして

伝ものの乃師檀方内奏相をすて
若代相伝をの宮同こをなを伝ふこ
地一品法尾乃内尾内ふいとまけ
ふ内ふ紀之の元ふふをうものの
きの一須をうきうを者をうをれ
うをふけうこを内経物紀
をを元こ乃ほう被物新てくうて
まつをらうをのの物ものまてくれて
も月乃ほう紀をうをうをうきを燈
の内をを之を元を内をけきの内
また禁中の内を事しけんうをく

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

近習乃人々ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
歳人[illegible]
年[illegible]
[illegible]
[illegible]

仰せ遣はされむこと乃て去
寛正六年[illegible]侍小松院亦之面
の屋元[illegible]仙洞[illegible]家筆[illegible]
御入滅[illegible]丸信の院
司[illegible]
[illegible]

這一所[illegible]姉小路故中納言殿
[illegible]人所持[illegible]年[illegible]自筆 令
彼殿嫡孫[illegible]将[illegible]後迄求出[illegible]
[illegible]既[illegible]奥半所[illegible]不[illegible]其切
他借[illegible]年[illegible]有可返[illegible]
責仍[illegible]舊本別返[illegible]

仲日於不止戸勿補不足
者之白髮〻愧童能保髮
女將可改字耳
大永第四秋七月中旬天
英稙